

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における特定市町村に係る補助率かさ上げの経過措置について

〔 令和 3 年 4 月 1 日
文化庁長官裁定 〕

近代和風建築等総合調査費国庫補助要項（平成 4 年 5 月 2 7 日文化庁長官裁定）、重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項（昭和 5 4 年 5 月 1 日文化庁長官裁定）、登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助要項（平成 9 年 7 月 1 1 日文化庁長官裁定）、地域活性化のための特色ある文化財（美術工芸品）調査・活用事業費国庫補助要項（平成 3 0 年 4 月 1 日文化庁長官裁定）、名勝地調査費国庫補助要項（平成 2 7 年 4 月 1 日文化庁長官裁定）、文化的景観保護推進事業国庫補助要項（平成 1 7 年 4 月 1 日文化庁長官裁定）、重要伝統的建造物群保存地区保存等事業費国庫補助要項（昭和 5 4 年 5 月 1 日文化庁長官裁定）、重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項（令和元年 1 2 月 1 3 日文化庁長官裁定）において、別に定めるものとしている過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）における特定市町村に係る補助率かさ上げの経過措置は、下記のとおりとする。

記

1. 過疎法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、同法附則第 7 条第 1 項及び同法附則第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）については、激変緩和のために令和 9 年 3 月 3 1 日まで 6 年間（同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。以下同じ。）については、令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで 7 年間）、補助率かさ上げの経過措置を下記のとおり定めるものとする。

(1) 特定市町村

- 補助率 原則 5 0 % 過疎地域 6 5 %
- 経過措置 6 年間（令和 3 年度～令和 8 年度）

区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
(継続事業)	6 5 %	6 5 %	6 5 %	6 5 %	6 5 %	6 5 %
(新規事業)						
・ 3 年度新規採択	6 5 %	6 5 %	6 5 %	6 5 %	6 5 %	6 5 %
・ 4 年度新規採択		6 5 %	6 5 %	6 5 %	6 5 %	6 5 %
・ 5 年度新規採択			6 2 %	6 2 %	6 2 %	6 2 %
・ 6 年度新規採択				5 9 %	5 9 %	5 9 %
・ 7 年度新規採択					5 6 %	5 6 %
・ 8 年度新規採択						5 3 %

(2) 特別特定市町村（財政力指数が 0. 4 0 以下の市町村）

- 補助率 原則 5 0 % 過疎地域 6 5 %
- 経過措置 7 年間（令和 3 年度～令和 9 年度）

区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(継続事業)	65%	65%	65%	65%	65%	65%	65%
(新規事業)							
・3年度新規採択	65%	65%	65%	65%	65%	65%	65%
・4年度新規採択		65%	65%	65%	65%	65%	65%
・5年度新規採択			65%	65%	65%	65%	65%
・6年度新規採択				62%	62%	62%	62%
・7年度新規採択					59%	59%	59%
・8年度新規採択						56%	56%
・9年度新規採択							53%

2. 本裁定により採択された令和8年度分の補助金で令和9年度以降の年度（特別特定市町村については、令和9年度分の補助金で令和10年度以降の年度）に繰り越したものがある場合には、経過措置の対象とする。